

平成27年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年 6月25日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会(開議) 平成27年 6月25日(木) 9時33分 宣告

会議録署名議員の氏名 15番 福田 晃 議員 16番 安部和子 議員

1、出席議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 西尾 幸太郎 | 7番 齋藤 幸廣 | 13番 遠藤 義光 |
| 2番 池田 賢治 | 8番 小野 昌士 | 14番 池田 信博 |
| 3番 安部 大助 | 9番 齋藤 昭一 | 15番 福田 晃 |
| 4番 佐々木 雅秀 | 10番 石田 茂春 | 16番 安部 和子 |
| 5番 前田 芳樹 | 11番 高宮 陽一 | |
| 6番 平田 文夫 | 12番 米澤 壽重 | |

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------------|
| 町 長 松田 和久 | 定住対策課長 鳥井 登 |
| 副町長 池田 高世偉 | 農林水産課長 佐々木 千明 |
| 総務課長 大庭 孝久 | 上下水道課長 田中 秀喜 |
| 会計管理者 池田 賢一 | 建設課長 山崎 龍一 |
| 企画財政課長 渡部 誠 | 総務学校教育課長 八幡 哲 |
| 税務課長 池田 茂良 | 生涯学習課長 中林 眞 |
| 町民課長 名越 玲子 | 布施支所長 大上 一郎 |
| 福祉課長 藤川 芳人 | 五箇支所長 増原 和彦 |
| 保健課長 長田 栄 | 都万支所長 春木 茂正 |
| 環境課長 阿部 眞澄 | 行政係長 中村 恒一 |
| 観光課長 吉田 隆 | 財政係長 宇野 慎一 |

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 4人

1、町長提出議案の題目

- 報告第 1号 平成26年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 1号 平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 承認第 2号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 承認第 3号 平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 承認第 4号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 承認第 5号 平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 承認第 6号 平成26年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 承認第 7号 平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 承認第 8号 平成26年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 承認第 9号 平成26年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 承認第 10号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 11号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議 第 61号 平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）
- 議 第 62号 平成27年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議 第 63号 隠岐の島町定住促進空き家活用に関する条例の一部を改正する条例

議 第 64 号 委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設
工事〕

議 第 65 号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（1期工事）〕

同意第 1 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成27年第2回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時33分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により15番：福田晃議員、
16番：安部和子議員を指名します。

日 程 第 2、会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から7月3日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3、諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成27年第1回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについて、ご報告を申し上げます。

まずこの間、三重県津市、北海道利尻富士町の2議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

続いて、5月15日、私が就任した以降のものについて報告申し上げます。

5月22日には、隠岐島町村議会議長会総会が開催され、新会長に海士町の亀谷議長、副会長に私が選出されました。

5月26日、27日には、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され事務局長とともに出席をいたしました。当日は、正副議長、事務局長等1,600名を超える参加がありました。「これからの地方議会を考える」をテーマとし、全国町村議会議長会が平成26年度に先進的かつ特に顕著な実績があると認め特別表彰をした、5町の議長がパネリストとなり、議会改革の取り組み方について発表がありました。それぞれの議会は基本条例を制定し、住民との懇談会など議会全体として懸命に取り組んでいる様子うかがえました。また、課題も多いようではありますが、議会としての資質の高さを十分に感じることができました。

また、講師の読売新聞東京支社編集委員の青山彰久氏からは、地方創生に関連して「試される地方自治、問われる首長と議会」と題した講演がありました。

安倍内閣の地方創生の課題や問題点を細部にわたって指摘し、「自治体と議会がどう対応するか」が問われる。特に、総合戦略の策定では過剰な数値目標の羅列や、作業を調査会社に丸投げするなどの問題点を指摘をされました。政策の基本は、「住み心地よき地域をつくる」である。子どもを産みやすく育てやすい地域とは、「人間にとって住み心地のいいまちではないか」とのことであり、改めて議会としてしっかり取り組むことが重要であると再認識したところでございます。

5月26日には、島根県町村議会議長会臨時総会が開催され、新会長に吉賀町の安永議長が、隠岐島の会長の亀谷議長が副会長に選任されました。

また、後期高齢者医療広域連合議会議員には、飯南町の難波議長と不肖私が、議長会の推薦により選任されました。

6月19日には、隠岐の島町交通安全対策協議会総会が開催され出席いたしました。この中で、新たな取り組みとして「みんなで戦う飲酒運転ゼロの島」集中作戦が提案をされ可決いたしました。これは町民全体で「飲酒運転ゼロの島」の実現に向けて取り組んでいこうというものであり、秋の全国交通安全運動まで集中して取り組むものであります。皆様のご協力をお願いを申し上げます。

6月21日には、隠岐の島町関西ふるさと会総会が大阪市で開催をされ、副町長とともに出席いたしました。総会には、来賓を含め220名余りが出席されましたが、特に会長を始め役員の皆様のふるさと隠岐の島に対する熱い思いを感じました。

役員の皆様は、隠岐の島観光大使、隠岐関西送客協力チームという事項を名刺に掲載し、パンフレットを作成するなど隠岐の魅力を伝え、隠岐に行ってもらおう、来てもらおうと頑張っている姿に、島で暮らす私たちもなお一層頑張らないといけないと感じるとともに、経済六団体、観光関係者と情報を共有し、魅力ある観光地となるよう、本気で取り組むことの必要性を強く感じたところであります。

同日には、第10回隠岐の島ウルトラマラソンが過去最高の1,233名のランナーを迎え開催されました。比較的天候にも恵まれ、また、節目の記念大会ということで、さまざまな趣向を凝らして、大変盛り上がった素晴らし大会であったと伺っております。

大会運営に携われました町職員を始め、関係者の方、またボランティアの皆様には、早朝より大変ご苦勞様でした。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

最後に、6月19日の議会運営委員会までに1件の陳情を受理いたしました。

お手元に配付いたしました「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。

平成27年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただき誠にありがとうございます。

高宮新議長体制になりましての初の定例会となりますが、本議会は、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正案件など19件の諸議案を上程させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に対しまして適切にご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、隠岐の島ウルトラマラソンの開催につきまして、ご報告申し上げます。

先週6月21日、恒例となりました「隠岐の島ウルトラマラソン」を開催させていただきました。

平成17年に新町誕生を記念して、第1回大会を開催いたしましてから、この度、記念すべき第10回大会を迎え、全国各地から過去最多となります1,323名の方々からエントリーをいただき、先ほど議長からもご報告がございましたが出走が1,230名余だったかと思っております。盛大に開催させていただくことができたかと思っております。

今回の大会にあたりまして、1,000名を超える大勢のボランティアの皆様方のご協力や各地域の沿道における温かい声援等に支えられまして、町民の皆様方と一体となった大会運営によりまして、参加されたランナーの皆様方から高い評価を今回もいただいたところでございます。

次年度の以降の大会運営につきましても、10回大会を更に反省をし、これを活かして町民の皆様方との強い連携のもと交流の輪を広げ、隠岐の島町の知名度アップにつながるように、更なる充実を図ってまいりたいと考えております。コース各所で議員の皆様方にもご声援を賜りましたが、引き続きご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「全国闘牛サミット in うるま（沖縄県）」につきまして、ご報告申し上げます。5月9、10日の2日間、沖縄県うるま市において、「第18回全国闘牛サミット in うるま」が北は岩手県から、南は沖縄県までの6県9市町からそれぞれの自治体関係者、そして闘牛関係団体の皆様方の参加のもと盛会に開催されたようでございます。

本町からは、私が都合により出席できませんでしたので、副町長、全隠岐牛突き連合会長様を始め、牛突き関係者の方々、総勢15名が参加をしていただきました。

サミットでは、各地域の取組状況の報告や今後の地域間の交流などについて意見交換が行われ、改めて交流促進と伝統文化の保存伝承を図り、地域活性化につなげてまいりますことが確認された旨、報告を受けたところでございます。

次に、「隠岐世界ジオパークフェスタ2015」につきまして、ご報告申し上げます。

5月24日、松江市くにびきメッセにおきまして、本年度2年目となります「隠岐世界ジオパークフェスタ」を開催させていただきました。

当日は、隠岐特産品の物産展を始め、隠岐旅行プランの宣伝ブース、ヒオウギ貝の工作コーナー、人気キャラクターの子ども向けのステージイベントも企画し、昨年度を上回る約4,500人の来場者で賑わったところでございます。

ラジオ・テレビの事前告知や生放送の効果が大きく功を奏しまして、イベントの開催目的

でございます松江市周辺の皆様方の誘客、隠岐ジオパークの知名度向上に大きな効果があったものと関係者一同喜んでおり、今後の活動につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、全国離島振興協議会の総会についてご報告申し上げます。

6月1日、本町におきまして、全国離島振興協議会通常総会が開催をされました。これは昭和60年に旧西郷町時代に開催をされまして、30年ぶりの会議となったわけでございますが、全国市町村議長会会長にご来島いただきまして、来賓で谷川衆議院議員、谷川先生は自民党の離島振興委員長でもございます。また、谷合参議院議員、島根県知事・県議会議長にご来島をいただきまして、全国の離島関係の市町村長、国・県関係者総勢120名余の方々の参加のもと、平成26年度事業報告・収支決算及び平成27年度事業計画・収支予算ともに承認を得たところでございます。

全国離島振興協議会として、国の離島振興基本方針に基づきます事項の完全実施、離島航路・航空路に対する支援政策の抜本的改善の推進など重点推進項目を定め、特に、「離島航路・航空路支援の抜本拡充について」及び本年度新たに離島振興法附則第6条に明記されております「特に重要な役割を担う離島の保全及び振興について」の特別決議がなされたところでございます。今後、これらの法整備や必要予算の確保につきまして、要望活動を積極的に行うとされたところでございます。

なお、役員の変更もございまして、長い間、私が副会長を務めてまいりましたが、この度副会長に福山知夫村長が選任されまして、私は退任となりました。町長就任以来、皆様方のご協力のもと長い間副会長として務めさせていただきましたことにつきまして、この場をお借りいたしまして改めて厚くお礼申し上げます次第であります。ありがとうございました。

また、第8回全国離島交流中学生野球大会が8月24日から長崎県五島市で開催されますが、本町からも引き続き参加することとなっておりますので、併せてご報告に代えさせていただきますと思います。

続きまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきます関係法人の経営状況を説明する書類についてでございますが、隠岐の島町土地開発公社、公益財団法人隠岐の島町農業公社、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団及び株式会社ふせの里の経営状況に関する書類につきましては、隠岐の島町議会議長様に提出をさせていただいております。

内容につきましては、各常任委員会において所管課から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、株式会社あいらんど及び株式会社隠岐振興の経営状況に関する書類につきましては、来る9月の第3回議会定例会に提出させていただくようにいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、私の主な事項につきましてご報告申し上げましたが、3月の定例会以降、私が出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げ、行政報告に代えさせていただきます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「行政報告」を終ります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成26年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から同意第1号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」までの19件を一括して議題といたします。

日 程 第 6、提案理由の説明

ただ今議題となりました19件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号と報告第2号の2件につきましては、「平成26年度一般会計及び下水道事業特別会計」の繰越明許費繰越計算書でございます。

それぞれの会計において「繰越明許費繰越計算書」のとおり、平成27年度に明許繰越することといたしておりますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第1号の「平成26年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書」についてでございますが、平成26年度予算のうち、地方創生関連事業、道路整備事業、林道及び港湾施設災害復旧事業など13事業につきまして、総額2億7,652万5,000円を平成27年度に明許繰越することといたしました。

次に、報告第2号の「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」についてでございますが、平成26年度予算のうち、西郷地区公共下水道施設整備事業につきまして、総額1,200万2,000円を平成27年度に明許繰越することといたしましたのでご報告

を申し上げます。

続きまして、承認第1号から承認第9号までの9議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。それぞれの会計につきまして、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用いたしまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

まず、承認第1号の「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、2億3,759万円の減額でございます。補正後の予算額を153億5,192万6,000円といたしております。

補正の主な内容は、基幹システム整備事業の減額や畜産関係事業及び箕浦牧野整備事業の減、観光施設整備事業及び道路改良事業等の実績によります減額など各事業の確定に伴います補正でございます。

歳入におきましては、事業確定によります国・県補助金等の減額もございしますが、町民税個人所得割、法人税割の増額、特別交付税の額の決定により、新たな財源が捻出されましたことから各事業の確定に伴う財源組替等により、基金繰入金及び町債を減額するものでございます。

併せまして、「繰越明許費補正」及び町債の借入限度額を定める「地方債補正」も行わせていただいております。

次に、承認第2号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1億572万2,000円の減額でございます。補正後の予算額を20億975万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、療養給付費を実績により減額し、歳入では、前期高齢者交付金、療養給付費交付金、保険財政共同事業交付金等を実績によりまして減額させていただくものでございます。

次に、承認第3号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、270万円の減額でございます。補正後の予算額を8,861万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歯科診療所の隠岐病院医師等派遣負担金及び事務機器等借上料、医薬材料費を減額するものでございます。

歳入では、診療報酬収入、事業勘定繰入金を実績によりまして増額し、一般会計からの繰

入金及び町債を減額するものでございます。

併せまして、町債の借入限度額を定めます「地方債補正」を行わせていただいております。

次に、承認第4号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第5号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、500万1,000円の減額でございます。補正後の予算額を1億4,623万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入及び一般会計繰入金を実績によりまして減額させていただくものでございます。

併せまして、町債の借入限度額を定めます「地方債補正」を行わせていただいております。

次に、承認第5号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,596万6,000円の減額でございます。補正後の予算額を1億3,860万円とするものであります。

補正の主な内容は、医療用機器器具費、衛生材料費を実績によりまして減額、歳入では、各診療報酬収入を実績に応じて増減をいたし、事業勘定繰入金を増額し、一般会計繰入金及び町債を減額するものでございます。

併せまして、町債の借入限度額を定めます「地方債補正」もさせていただきます。

次に、承認第6号の「平成26年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1億2,898万円の減額でございます。補正後の予算額を4億8,168万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、施設管理費及び施設整備費を実績によりまして減額をさせていただき、歳入では、使用料や繰入金及び国庫補助金や町債等を減額するものでございます。

本会計につきましても、町債の借入限度額を定める「地方債補正」をさせていただきます。

次に、承認第7号の「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、1,215万円の減額でございます。補正後の予算額を12億2,348万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、公共下水道施設整備、市町村設置浄化槽施設整備、農業集落排水施設整備費及び特定環境保全公共下水道施設整備費の事業費を実績によりまして減額をし、歳入では、町債及び繰入金を減額させていただくものでございます。

本会計につきましても、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を併せて行わせていた

できました。

次に、承認第8号の「平成26年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、230万円の減額でありまして、補正後の予算額を3,935万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、医療機器購入費、医薬材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入、県運営費補助金及び病院事業債を実績に基づきまして減額をし、一般会計繰入金及び諸収入の医師派遣費を増額させていただくものであります。

本会計についても、町債の借入限度額を定める「地方債補正」も行わせていただきました。

次に、承認第9号の「平成26年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、151万円の減額でございます。補正後の予算額を1,072万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入及び一般会計繰入金を実績によりまして減額をさせていただき、県補助金を増額させていただきました。

併せて、町債の借入限度額を定めます「地方債補正」も行わせていただいております。

次に、承認第10号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、関連いたします町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行わせていただきました。

主な改正点でございますが、一点目は、個人町民税につきまして「ふるさと納税」に係るワンストップ特例の創設、このワンストップ特例でございますが、「ふるさと納税」をされた方の市町村へ本町の場合通知をいたしますと、これまでは本人が確定申告をしていたわけですが、それが確定申告をしなくても自動的に個人町民税の控除が受けられるという。勿論、本人の希望がなければできませんが、自動的にワンストップ特例でそういう形になってくる。簡略になったということでございます。そういった特例の創設や、住宅ローン減税、これまで平成29年度までということでしたが、これが平成31年度まで更に2年間延長されるということでございます。

二点目は、法人町民税につきまして、均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一するものでございます。

三点目は、固定資産税につきまして、土地の負担調整措置を3年間延長するものでございます。

四点目は、軽自動車税につきまして、平成 27 年度に新規取得した四輪等のグリーン化特例の導入、このグリーン化特例というのは 27 年度中に購入いたしました軽自動車に対する税が 28 年度に軽減されるというグリーン化特例が導入され、あるいは二輪等の税率引上げ時期を平成 28 年度まで延期するというものであります。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連をいたします条項の改正や条例の整備を行わせていただくものでございます。

次に、承認第 11 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」でございますが、国民健康保険法に基づきます施行令の一部が改正されまして、今年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じました。そこで本年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用して専決処分を行わせていただきましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

主な改正点ですが、「課税限度額の引き上げ」及び「減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し」だそうでございます。

続きまして、議第 61 号と議第 62 号の 2 件につきまして、平成 27 年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でございます。

まず、議第 61 号の「平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、1 億 9,737 万 6,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 147 億 6,737 万 6,000 円でございます。

補正の主な内容は、林道南谷線仮設橋関係これは災害の関係です。ポートプラザ管理費、池田牛舎用地関係経費及び基金積立に関する経費を増額させていただきました。

これらの財源につきましては、県補助金、諸収入の特定財源のほか、財政調整基金からの繰入金を充当させていただくものでございます。

次に、議第 62 号の「平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、「第 1 表 継続費」のとおり、五箇浄化センター建設事業におきまして、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年で事業費総額を 8 億円とさせていただくものであります。

次に、議第 63 号の「隠岐の島町定住促進空き家活用に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、本町では、空き家活用しておりました住宅の賃貸期間満了によります返還、これは大久でこれまで 3 軒が対象となっておりますが、この物件が丸 10 年にな

りまして、これを所有者に返すということになりました。ところが平成26年度に改修を行いましたもう1軒の住宅につきましては新たに所有者と新規契約をすることになりましたので、別表を改正させていただくものでございます。

次に、議第64号の「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」についてでございますが、平成26年度に締結いたしました委託協定におきまして、掘削土の残土処分費、資材費・労務費の高騰及び電気機械設備の設計額の確定によりまして委託費を増額する必要が生じたので、委託変更協定を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第65号の「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（1期工事）〕」についてでございますが、去る6月10日、13者による指名競争入札を執行いたしました。株式会社三晃空調隠岐出張所が落札いたしましたので、同社と契約金額6,642万円です。工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

最後に、同意第1号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございますが、本町の固定資産評価審査委員会委員3名が、来る9月30日で任期を迎えますことから、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、19件の諸議案を本定例会に上程しご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議をいただきまして、適切にご決定を賜りますようお願いをし、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時15分）

（全員協議会開会宣告 10時15分）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時25分）

日程第7、休会について

「休会について」を議題といたします。

明日、6月26日は特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月29日に開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時26分)

以 下 余 白